

1964年度宜野湾市議会定例会議録

1. 1964年12月14日第20回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久泰大郎	3番	久川真雄
4番	安政富盛信	5番	天石正安
6番	伸村春美	7番	稻嶺正寛
8番	石又吉弘	9番	星川佐城
10番	大川村正	11番	伊原佐城
12番	又大伸	13番	伊宮真
14番	吉川村喜	15番	伊島寿男
16番	里里永行	17番	伊武真行
18番	申里助	19番	吉波良
20番	仲城村盛	21番	清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

2番 比嘉定亮

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳
取入役	沢山一	総務課長	松川正義
財政課長	眞里裕介	住民課長	仲村春信
民生課長	当山善喜	水道課長	國吉真輔
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌榮
消防課長	大城仁幸		

7. 事務局職員の出席者

1964年度宜野湾市議会定例会議録

1. 1964年12月14日第20回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	3番	天久盛真
4番	安次富盛信	5番	川嶺里川
6番	仲伸村春果	7番	石安弘正
8番	石又田正	9番	石伊吉
10番	大吉川正	11番	佐城佐
12番	仲村喜昇	13番	宮伊
14番	中里永	15番	宮伊
16番	申官里敏	17番	島武
18番	申中里幸	19番	波古
20番	申城村助	21番	藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

2番 比嘉定亮

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋眞徳
収入役	沢し安一	総務課長	松川正義
財政課長	奥里将倫	住民課長	仲村春信
民生課長	当山善喜	水道課長	田吉真義
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
消防団長	大城仁幸		

7. 事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 錄 岩谷 真由  
相念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 公有水面埋立の進め方について

議長～出席13名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので第20回宜野湾市議会定期会を開会致します。只今より本日の会議を開きます。（午前10時40分）

議長～暫休憩致します。（午前10時41分）

議長～再開致します。（午前10時55分）

議長～4番、19番議員の出席を報告致します。

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてお諮り致します。

議長～休憩中にお話し合いました様に本会期は本日より12月28日までの15日間にしたいと願いますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～日程第2. 議事録署名議員の指名についてお諮り致します。慣例によりまして議長指名でよろしいですか？

（異議なしと呼ぶ）

局長 宮城 光雄 書記 照屋 義 島袋 真由  
知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。  
日程第1.会期の決定について  
日程第2.議事録署名議員の指名について  
日程第3.公有水面埋立の進め方について

議長～出席13名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので第20回宜野湾市議会定期会を開会致します。只今より本日の会議を開きます。（午前10時40分）

議長～暫休憩致します。（午前10時41分）

議長～再開致します。（午前10時55分）

議長～4番、19番議員の出席を報告致します。

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1.会期の決定についてお諮り致します。

議長～休憩中にお話し合いました様に本会期は本日より12月28日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～日程第2会議録署名議員の指名についてお諮り致します  
慣例によりまして議長指名でよろしいですか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～ご異議がありませんので議長指名を致します。今会の署名議員は、4番、19番の両議員にお願い致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時00分）

議長～再開致します。（午前11時02分）

議長～先に申し上げました日程の順に従いまして、日程第3諮問第5号公有水面埋立の進め方についてを議題と致します。本件は去つた臨時会におきまして経工委員会に付託してありましたのが、経工委員会より報告書が参つております！

議長～暫休憩致します。（午前11時03分）

議長～再開致します。（午前11時05分）

議長～経工委員の報告を求めます。

19番～去つた臨時議会において吾付託されました当該問題について皆様方にお配りした様に一応ご報告申し上げます。書類をして朗読致します。

議長～休憩中暫休憩致します。（午前11時10分）

議長～10番、14番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前11時15分）

議長～臨時会の際の諮問第5号公有水面埋立の進め方についての議案の中に6万坪とあるのを35,500坪に訂正してもらいたいと云う申入れがござりますので訂正してよろしいかを一つお諮り致します。訂正することに御異議ありませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議 長～さ異議がありませんので議長指名と致します。今会の署名議員は、4番、19番の両議員にお願い致します。

議 長～暫休憩致します。（午前11時00分）

議 長～再開致します。（午前11時02分）

議 長～先に申し上げました日程の順に従いまして、日程第3諮問第5号公有水面埋立の進め方についてを議題と致します。本案は去つた臨時会におきまして経工委員会に付託してありましたのが、経工委員会より報告書が参つております。

議 長～暫休憩致します。（午前11時03分）

議 長～再開致します。（午前11時05分）

議 長～経工委員の報告を求めます。

19番～去つた臨時議会において再付託されました当該問題について皆様方にお配りした様に一応報告申し上げます。  
書記をして朗読致します。

議 長～休憩中暫休憩致します。（午前11時10分）

議 長～10番、14番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。（午前11時15分）

議 長～臨時会の際の諮問第5号公有水面埋立の進め方についての議案の中に6万坪とあるのを35,500坪に訂正してもらいたいと云う申入れがござりますので訂正してよろしいかを1つお詰り致します。訂正することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので、35.500坪に訂正致します

19番～以上報告書の通りでございますが、その他色々御質問などあると思いますので、それはその都度お答えする事に致します。

5番～1日で委員会は開かれておりますが、その前に最初に某件を付託されました場合に4月間の審査をもつて審査未了になつておられます、4月間審査をしたが結論出せなかつたいきさつを御説明願います。

19番～前の臨時議会において、眞實的余地がなく答申出来ないと云う理由をもつて本会議に1応返戻致したのでござりますけれども、当時のいきさつは去つた臨時議会において説明した通りでございますと、申しますのは本府の確立計画はすでに政府の方にその許可申請をされてから相当長年月を経ておりますけれども、それに対する答えも全然ないと。しかばその以前に免許を得られない以前において、こういうふうな問題を出したと、それをどう処理すべきかと云う点において委員会として担当検討したのでございます。この諮問の内容からしまして決して政府からの文書を捲つての正式のいわゆる申し入れじやないかとそれに対して、すぐここから早めに結論を出すと答申する理由はないを云う理由でございました

5番～この案件に関する問題が最初に私達が聞かされたのは議会の懇談会においてだつたと思います。その場合懇談会の席上で議員個々の意見として申し述べられましたが、あの場合は確立した後の政府の造成地において、宜野湾市の意旨と相反する様な使用はしてもらいたくない。何をばけい務所みたいな好ましくない施設をもつて来てもらいたくない。そう云つた意味から宜野湾市の意旨と相反する様な使用様式。都市計画に予定されているいわゆる用途地図その他計画に準じて政府が使用するという事を保証を取り付ける必要があると話されました。委員会の結論を是るまで

議長～御異議ありませんので、35.500坪に訂正致します

19番～以上報告書の通りでございますが、その他色々御質問などあると思いますので、それはその都度お答えする事に致します。

5番～1日で委員会は開かれておりますが、その前に最初に案件を付託されました場合に4日間の審査をもつて審査未了になつております。4日間審査をしたが結論出せなかつたいきさつを御説明願います。

19番～前の臨時議会において、臨時的に余ゆうがなくて答申出来ないと云う理由をもつて本会議に1応返戻致したのでございますけれども、当時のいきさつは去つた臨時議会において説明した通りでございますと、申しますのは本市の埋立計画はすでに政府の方にその許可申請をされてから相当長年間を得ておりますけれども、それに対する答えるも全然ないと、しかばその以前に免許を得られない以前において、こういうふうな問題を出したと、それをどう処理すべきかと云う点において委員会として相当検討したのでございます。この詰問の内容からしまして決して政府からの文書を持つての正式のいわゆる申し入れじやないかとそれに対して、すぐここから早めに結論を出して答申する理由はないを云う理由でございました

5番～この案件に関する問題が最初に私達が聞かされたのは議会の懇談会においてだつたと思います。その場合懇談会の席上で議員個々の意見として申し述べられましたが、あの場合埋立した後の政府の造成地において、宜野湾市の意向と相反する様な使用はしてもらいたくない。例へばけい務所みたいな好ましくない施設をもつて来てもらいたくない。そう云つた意味から宜野湾市の意向と相反する様な使用はしてもらいたくない。都市計画に予定されているいわゆる用途地域その他計画に準じて政府が使用するという事を保証を取り付ける必要があると話されましたか、委員会の結論を見るまで

会の結論を見るまでの過程におきまして政府の意向をたしかめられたかどうか、その点をお伺い致します。

19番～政府としても本市の都市計画にそぐような使用はしないと云うことを申し上げております。

5番～その政府の意向を伝えたのは政府のどの機関でありますか。

議長～暫休憩致します。（午前11時40分）

議長～再開致します。（午前11時41分）

5番～案件を審査するために政府の関係者から参考意見を聞くために委員会に出席を要求した事はありますか。

19番～それを持つまでに去つた臨時議会以後に政府の大嶽、それから東江、港湾係長、両氏を招きをして話合をしております。その後建運局長がお縁りになりまして非公式にお話しをしております。

5番～今先の政府の大嶽氏、更に東江氏この2人をお招きして話合いされたと云うんですが、これは委員会の審査の申ですか。

19番～審査の申ではございません。

5番～審査じゃなくて個人として聞かれた訳ですか。

19番～委員会のです。公式の場じやなくて話し合の場合にないよにお話し合をした訳です。委員会という1つの形式を持つての会合ではございません。

5番～そうするとこれは委員会全員分つておりますか。

19番～分つております。

会の結論を見るまでの過程におきまして政府の意向をたしかめられたかどうか、その点をお伺い致します。

19番～政府としても本市の都市計画にそぐような使用はしないと云うことを申し上げております。

5番～その政府の意向を伝えたのは政府のどの機関でありますか。

議長～暫休憩致します。（午前11時40分）

議長～再開致します。（午前11時41分）

5番～案件を審査するために政府の関係者から参考意見を聞くために委員会に出席を要求した事はありますか。

19番～それを持つまでに去つた臨時議会以後に政府の大領、それがら東江・港湾係長、両氏を招きをして詰合をしております。その後健運局長がお帰りになりまして非公式にお話しをしております。

5番～今先の政府の大領氏、更に東江氏この2人をお招きして詰合いされたと云うんですが、これは委員会の審査の中ですか。

19番～審査の中ではございません。

5番～審査じゃなくて個人として聞かれた訳ですか。

19番～委員会のです。公式の場じやなくて話し合の場合にないよにお話し合をした訳です。委員会という1つの形式を持つての会合ではございません。

5番～そうするとこれは委員会全員分つておりますか。

19番～分つております。

5番～委員会は開かれでおるが、委員会をしないで意向を開かれたと云う訳ですか。

19番～そういう意味なんです。正式の国会をしてのいわゆる参考人とか云う様な意味での話合ではございません。

5番～結局委員会が開かれている時にお招きはしたという訳ですか。只休憩中であつた為に録音は出されてない訳ですか。

19番～そうでございます。

5番～<sup>議</sup>非公式であろうが直接關係する所の政府の機関をお招きして委員会においては議見を開かれておる訳でございませんが、これはあくまで審査に資する為だと思っております。そうであるならば作曲であつたから録音になくて良い。そう云えどもそれまでの話ですが、しかしやはり録音を開かれて何を向こうから云われたかは本会議は知りたいのでござります。そこでこちらでも休憩でもよろしいですから、簡単で結構ですから質問に対する向こうの説明とかそういった様な簡単な内容をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時43分)

議長～9番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時10分)

4番～附着意見の3番目であります。漁業に從事している人が沢山居るんだと云う事ですが、それについてどの程度まで從事しておられるか、専業者ですか、専業であるのか、或は又副業であるのか、これによつて仕事が出来なくなるんだと懸念される方は何名位か。

19番～懸念される問題はですか、アサリ漁者がおります。それ

5 番～委員会は開かれておるが、委員会をしないで意向を聞かれたと云う訳ですか。

19番～そういう意味なんです。

正式の開会をしてのいわゆる参考人とか云う様な意味で  
セタ の話合ではございません。

5 番～結局委員会が開かれている時にお招きはしたという訳ですか。只休憩中であつた為に記録は出されてない訳ですか。

19番～そうでございます。

5 番～非公式であろうが直接關係する所の政府の取員をお招きして委員会においては意見を開かれておる訳でございますが、これはあくまで検査に資する為だと思つております。そうであるならば休会であつたから記録になくても良い。そう云えばそれまでの話ですが、しかしやはり何を聞かれて、何を向うから云われたかは本議論は知りたいのでございます。そこでこちらでも休憩でもよろしいですから、簡単で結構ですから質問に対する向こうの説明とかそういう様な簡単な内容をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時43分)

議長～9番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時10分)

4 番～附帯意見の3番目でありますが、漁業に従事している人が沢山居るんだと云う事ですが、それについてどの程度まで従事しておられるか、従事者ですか。専業であるのか。或は又副業であるのか。これによつて仕事が出来なくなるんだと懸念される方は何名位か。

19番～懸念される問題はですか。アサリ業者がおります。それ

と今度は近海漁業の場合のいわゆる漁の既しばとそう云つた様な業者がありますので併えそこに漁業権の設定はないにしろ慣例上或は又お互いの道徳的な面から云つてもです当然こう云う方々のいわゆる生活の面ですか。そこは考慮に入れるべきだというふうに考えております。そういう一つの問題でそこにそう云つた権利の設定がないからと云う訳でそう云つた問題も考慮せずに工事を施行された場合に今後に大きな問題が起ると、そう云つた問題が起らない様に充分に配慮して工事を施行してもらいたいと云う意味でござります。これは必ず色々あるんです当局調べた数字とそこには数字の誤差がございまして、その点大体その数字だということは調べてあります。覚えては居りませんが。

議長～委員長に対する質疑がない様でありますので以上をもちまして委員会の報告を終ります。本題に対する討論を求めます。討論もない様でありますので討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略して表決に移ります。日程第3の諮問第5号公有水面の埋立の進め方についてを表決に付します。委員会案通り可として答申する事にご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので委員会案通り可として答申することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時16分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

議長～本日の会議

と今度は近海漁業の場合のいわゆる綱のはしばとそう云つた様な業者がありますので例えそこに漁業権の設定はないにしろ慣例上或は又お互いの道義的な面から云つても必ず当然こう云う方々のいわゆる生活の面ですか。そこは考慮に入れるべきだというふうに考えております。そういう問題でそこは云つた権利の設定がないからと云う訳で云つた問題も考慮せずに工事を施行された場合に今後に大きな問題が起ると、云つた問題が起らない様に充分に配慮して工事を施行してもらいたいと云う意味でございます。これはです色々あるんです当局調べた数字とそこに数字の誤差がございまして、その点大体での数字だということは調べてあります。覚えては居りませんが。

議長～委員長に対する質疑がない様でありますので以上をもちまして委員会の報告を終ります。本案に対する討論を求めます。討論もない様でありますので討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を省略して表決に移ります。日程第3の諮問第5号公有水面の埋立の進め方についてを表決に移ります。委員会案通り可として答申する事にご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので委員会案通り可として答申することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時16分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

議長～本日の全日

議長～本日の会議は全部終了致しましたのでこれをおちまし  
て本日の会議を閉じる事に致します。尚開設より20日  
までを休会と致します。21日の午前10時から会議を  
開きたいと思いますので時間に遅れない様によろしくお  
願い致します。

議長～\*\*\*散会\*\*\*（午後2時30分）

議長～本日の全日程は全部終了致しましたのでこれをもちまして本日の会議を閉じる事に致します。尚明日より20日までを休会と致します。21日の午前10時から会議を開きたいと思いますので時間に遅れない様によろしくお願ひ致します。

議長～＊＊＊散会＊＊＊（午後2時30分）